

各居宅介護支援事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部

介護保険課長 東郷 幸代

## 令和3年度介護報酬改定に伴う契約時の説明について (注意喚起)

**減算に関わりますので、必ずご一読ください。**

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度介護報酬改定において、居宅介護支援の提供開始時に利用者に対し説明すべき事項が追加されました。

このたび、市内居宅介護支援事業所において、改正内容が適切に行われていない状況が見受けられましたので、改めて下記のとおり関係通知等を周知いたします。

なお、改正内容が適切に行われていない場合は、運営基準減算が適用され返還金が生じることになりますので、各居宅介護支援事業所におかれましては今一度ご確認の上、遺漏なくご対応くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 居宅介護支援の提供開始時の利用者に対する説明事項の改正について

指定居宅介護支援事業所は、居宅介護支援の提供の開始に際し、下記の事項について、あらかじめ利用者またはその家族に対し、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければなりません。

令和3年度介護報酬改定において、説明すべき事項が追加されておりますので、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

#### 【居宅介護支援の提供開始時に説明すべき事項】

(現行)

- ①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ②利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

(改正後)

上記2点(①、②)に加えて、下記の項目が追加されました。

③前6か月間(※1)に作成したケアプラン総数の中で、訪問介護等(※2)のそれぞれのサービスが位置付けられたケアプランが占める割合

④前6か月間(※1)に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護等(※2)について、同一の事業者(法人)によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)

※1 前6か月とは、毎年度2回、次の期間に事業所で作成したケアプランが対象となります。(特定事業所集中減算の対象期間と同じ)

・前期(3月1日から8月末日)

・後期(9月1日から2月末日)

※2 訪問介護等とは、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の4サービスです。

## 2 留意点

- 当該規定を順守していない場合、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、運営基準減算が適用されます。
- 上記割合等については、情報公表システムにおいても、公表する項目として新たに追加されました。
- この取り扱いについては令和3年4月以降に新規に契約した利用者が対象であり、令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましいとされています。

### 【参考】

- ◆ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年老企発第22号)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企発第36号)の抜粋
- ◆ 介護保険最新情報 Vol.952【令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3)】の抜粋

#### 【担当】

北九州市 保健福祉局 地域福祉部

介護保険課 事業者支援係

TEL : 093-582-2771